

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信番号計画</p> <p>第五条～第七条（略）</p> <p>（<u>端末設備を識別するための電気通信番号</u>）</p> <p>第八条 <u>端末設備を識別するための電気通信番号（電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）</u>は、別表第一第四号に定めるものとする。</p> <p>第九条～第十四条（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信番号計画</p> <p>第五条～第七条（略）</p> <p>（<u>携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号</u>）</p> <p>第八条 <u>携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号（移動電話端末を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）</u>は、別表第一第四号に定めるものとする。</p> <p>第九条～第十四条（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p>

別表第一 (略)

別表第二 (第 15 条第 2 項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～3	(略)
4 第 8 条に規定するもの	電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための設備を設置すること。
5～15	(略)

注 1～4 (略)

別表第三～別表第四 (略)

様式第一～様式第四 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 (略)

別表第二 (第 15 条第 2 項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～3	(略)
4 第 8 条に規定するもの	電波法施行規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
5～15	(略)

注 1～4 (略)

別表第三～別表第四 (略)

様式第一～様式第四 (略)